

## 帯広市立学校に係る部活動の方針（原案）の概要版

### はじめに 帯広市における部活動の意義・目的

- (1) 学校における部活動の意義は、人間形成に資するものとする。
- (2) 部活動の目的は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場であり、スポーツや文化、科学等に親しむことで「豊かな心と健やかな体」の育成を目指すこととする。

### 方針策定の趣旨等

- (1) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、北海道においても「北海道の部活動の在り方に関する方針」が策定された。これらを受け、帯広市教育委員会においても、本市の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、北海道の方針を参考に「帯広市立学校に係る部活動の方針」を作成することとした。

## 第1章 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ・校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

## 第2章 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ・校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (2) 文化部活動における適切な指導の実施

- ・校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (3) 部活動用指導手引の活用

- ・市教委および校長は、部活動顧問が合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うことができるよう、関係団体等が作成した部活動用指導手引等を有効に活用する。

## 第3章 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日

#### ① 学期中…週当たり2日以上休養日の設定

- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

#### ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

### (2) 活動時間

#### ① 1日の活動時間

- ・平日は、長くとも2時間程度、
- ・学校の休業日(祝日、長期休業日、学期中の週末を含む。)は、長くとも3時間程度

#### ② 休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、(3)の活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。

### (3) 大会等の1か月以内の期間における活動時間の特例

- ① 休業日および活動時間の原則の特例(大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合に当たっては、活動時間の上限は、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

### (4) 積雪など地域の特性による休養日および活動時間の特例

- ① 帯広市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は(2)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。

- ・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

- ・活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。 )は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。 )が3時間程度となるように実施すること。

## 第4章 生徒のニーズをふまえた環境の整備

### (1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- ・校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。
- ・少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を推進することとする。

## 第5章 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・市教委は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。また、校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

## 第6章 部活動の充実に向けて

- ・部活動は、学校教育の一環として、教育課程と連携した活動であるとともに、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、部活動の運用は、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること、指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は、いかなる場合であっても許されないこと等について指導を徹底すること。